

相模原市物品購入等に係る一般競争入札要領

(趣旨)

第1条 この要領は、相模原市契約課が発注する物品購入等に係る一般競争入札の実施について、法令その他別に定めがあるものを除くほか、必要な事項を定める。

(対象)

第2条 この要領により一般競争入札の対象とする物品購入等は、次に定めるものとする。

(1) 原則として、設計金額が300万円以上で、電子入札で実施する別表1に掲げる営業種目のもの

(2) その他市長が特に必要と認めるもの

(一般競争入札の公告)

第3条 市長は、一般競争入札により物品購入等の契約を締結しようとするときは、その旨を公告するとともに、公告の写しについて契約課に掲示するほか相模原市ホームページへ掲載するものとする。

(一般競争入札参加資格)

第4条 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の5の2に規定する必要な資格は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 相模原市契約規則(平成4年相模原市規則第9号。以下「規則」という。)第3条の3の規定により競争入札参加資格者名簿に登載されていること。

(3) 当該物品購入に係る営業に関し、必要とする許可又は認可をうけていること。

(4) 相模原市競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成8年4月1日施行)に基づく指名停止中でないこと。

(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

(6) 前各号に定めるもののほか、市長が特に必要と認める資格を有していること。

(一般競争入札参加者の決定)

第5条 市長は、物品購入等の入札に参加を希望する者から、公告の日から4日以内でその都度定める期間内に入札参加資格確認申請書(一般競争)(以下、「確認申請書」という。)その他市長が必要と認める書類を持参により提出させるものとする。

2 市長は、前項の確認申請書を提出した者(以下「申請者」という。)について、確認申請書の提出期限日の翌日から3日以内に一般競争入札参加の資格確認審査をし、確認の通知(以下、「確認申請書受付票」という。)を文書で申請者に通知するものとする。この場合において、参加資格がないと認めるときは、市長は当該申請者に対し、通知日の翌日から2日以内にその理由等について書面により説明を求めることができる旨を付記するものとする。

3 市長は、前項後段の説明を求められたときは、その日から2日以内に文書により回答するものとする。ただし、説明を求めた者に一般競争入札参加資格があると認める場合は、前項の通知を取り消す旨の回答と併せて、改めて一般競争入札参加資格のある旨の通知を行うものとする。

4 市長は、物品購入等入札参加資格者名簿に登載されている者を対象として条件付一般競争入札を行うときは、第1項に規定する確認申請書の提出及び第2項に規定する確認申請書受付票を省略することができる。

(仕様書等の閲覧等)

第6条 市長は、当該物品購入等に係る仕様書等を次の各号に定めるところにより、閲覧及び提供するものとする。

(1) 閲覧及び提供については、かながわ電子入札共同システムの「調達案件概要」画面の備考欄に記載したパスワードにより、相模原市ホームページ「入札・契約情報」からダウンロードすることにより行えるものとする。

(2) 閲覧及び仕様書等の提供を行う期間は、公告の日から入札執行日の前日までとする。

2 仕様書等に係る質問書の取扱いは、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 質問書は、公告の日の翌日から入札執行日の4日前の日までに、相模原市ホームページ「申請書ダウンロード」に掲示している「質問回答書(電子入札用)」により作成し、電子入札システム内で添付ファイル形式により、契約課に提出することとする。

(2) 質問に対する回答書は主管課で作成し、入札執行日前2日間、電子入札システム内で閲覧できるものとする。

- 3 仕様書等について、市長が特に必要と認める場合には説明会を行うことができる。この場合、確認申請書の提出期限日の翌日から入札執行日の7日前までに、一般競争入札参加申請者個々に行うものとする。

(入札の執行)

第7条 市長は、入札執行時において、第5条第2項又は同条第3項後段に規定する確認申請書受付票を受理していない者、同条第4項に規定する確認申請を省略した場合において、一般競争入札参加申込書を提出していない者は、入札に参加させないものとする。

- 2 市長は、第1回の入札に際し入札参加者に内訳書の提出を求めることができる。ただし、当該内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

(入札保証金及び契約保証金)

第8条 入札保証金は、規則第7条、第8条、第9条及び第10条に定めるところによるものとする。

- 2 契約保証金は、規則第33条、第34条、第35条及び第36条に定めるところによるものとする。

(入札の無効)

第9条 規則第16条各号に定めるもののほか、次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 確認申請において虚偽の申請をした者がした入札
- (2) 仕様書等及び現場説明において示した条件などの入札に関する条件に違反した入札
- (3) 一般競争入札参加資格があると確認され、その後入札執行時点において第4条各号に規定する参加資格を失った者がした入札

(期間の計算)

第10条 この要領において期間の計算をする場合で、当該期間内に相模原市の休日を定める条例(平成元年相模原市条例第4号)第1条第1項に規定する休日があるときは、当該休日を除いて計算するものとする。

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

営業種目	
600	複写
605	オフセット印刷
610	軽印刷
615	端物印刷
620	フォーム印刷
625	特殊印刷
635	機械工具
650	視聴覚機器
655	写真機器材
660	情報処理用機器材
665	事務機器
670	什器
675	文房具・事務用品
680	紙
690	自動車
705	医療機器
710	計測機器類（医療用を除く）
715	理化学機器類
725	寝具
730	縫製品
735	帽子
740	製靴

営業種目	
745	皮革
750	装飾・繊維
755	標章類
760	運動用品
770	金物雑貨
775	業務用厨房機器類
780	通信機器
785	家庭用電気機器
790	産業用電気機器・資材
795	冷暖房機器
825	消防防災用品
830	医療用薬品・衛生材料
835	産業用薬品
865	記念品・贈答品
870	百貨店
875	福祉・介護用機器
880	教材・教具
885	工事用材料等
890	その他の物品 (但し、電力の供給に限る)